

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成28年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナーには執筆や講演などの業務もあり、著作権について正しい理解が必要である。著作権法に基づく著作権の保護に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）政府が集計、公表した統計資料を転載する場合、原則として担当省庁の許諾は不要である。
- （イ）新聞記事をコピーし、生活者向け講演会の資料として配布する場合は、当該新聞社の許諾が必要である。
- （ウ）公表された他者の著作物を自分の著作物に引用する場合、内容的に引用部分が「主」で自ら作成する部分が「従」であるような主従関係がなければならない。

問2

「金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という）」に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）金融商品販売法により保護される商品としては、株式、定期預金、投資信託、国内外の商品先物取引のいずれも対象である。
- （イ）金融商品販売業者が重要事項の説明を行わず、その結果顧客に損害が生じた場合には、顧客は契約の取消しを請求することができる。
- （ウ）顧客より重要事項の説明は不要であるという申出があった場合には、金融商品販売業者は、原則として、重要事項の説明を省略できると定められている。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

各国の中央銀行に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

	日本	米国	欧州通貨ユーロ導入国
中央銀行	日本銀行	連邦準備制度	（ア）
金融政策の 最高意思決定機関	政策委員会	（イ）	（ア）の理事会
政策金利	（ウ）	フェデラル・ファンド・ レート（FFレート）	<市場介入> 短期のオープン・マーケット・オペレーション <上限金利・下限金利> 翌日物市場金利

1. （ア）欧州中央銀行（ECB）
（イ）米国財務省
（ウ）基準割引率および基準貸付利率
2. （ア）国際決済銀行（BIS）
（イ）米国財務省
（ウ）無担保コールレート（翌日物）
3. （ア）国際決済銀行（BIS）
（イ）連邦公開市場委員会（FOMC）
（ウ）基準割引率および基準貸付利率
4. （ア）欧州中央銀行（ECB）
（イ）連邦公開市場委員会（FOMC）
（ウ）無担保コールレート（翌日物）

問4

国内籍の各種投資信託に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。

	公募追加型株式投資信託	ETF (上場投資信託)	J-REIT (上場不動産投資信託)
販売（売買）窓口	それぞれの投資信託を取り扱う証券会社や銀行など	(ア)	
注文方法	ブラインド方式 (注文時には取引価格が分からない)	(イ)	
取引価格	(ウ)	その時々取引価格	

<語群>

1. 証券会社
2. 不動産仲介業者
3. ブラインド方式
4. 成行・指値注文
5. マーケットメイク方式
6. 1日に1本の基準価額
7. 午前と午後にそれぞれ算出される、1日に2本の基準価額

問5

下記<資料>の債券を発行日から2年後に額面100万円分取得し、その後償還まで保有した場合の最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>

表面利率：年1.5%
額面：100万円
買付価格：額面100円につき99.00円
発行価格：額面100円につき100.00円
償還期間：5年
償還までの残存年数：3年

問6

東京証券取引所に上場している株式会社QWは、10月末日が決算日および配当金の基準日である。QW社の平成28年10月期の配当金の権利が得られる最終の買付日として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記のカレンダーを使用すること。

平成28年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※権利確定日は10月31日である。

※カレンダーの網掛け部分は、土日である。

1. 10月25日
2. 10月26日
3. 10月28日
4. 10月31日

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

下記＜資料＞は、高倉さんが購入を検討しているマンションの登記事項証明書の一部である。この＜資料＞に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

全部事項証明書（建物）			
表題部（専有部分の建物の表示）		不動産番号	××××××××××××××
家屋番号	××1丁目2番3の205	余白	
建物の名称	205	余白	
①種類	②構造	③床面積m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造 1階建	2階部分 66 32	平成20年●月●●日新築 〔平成20年●月●●日〕
表題部（敷地権の表示）			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	58235分の735	平成20年●月●●日敷地権 〔平成20年●月●●日〕
所有者	神奈川県△△市××4丁目3番4号 株式会社 にじいろ不動産		
権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年●月●●日 第△△△△△△号	原因 平成20年●月●●日売買 所有者 神奈川県△△市××1丁目2番3の 205 西山博
※下線のあるものは抹消事項であることを示す。			

- （ア）表題部に記載されている205号室の専有部分の床面積は、壁の中心（壁芯）から測った面積である。
- （イ）登記記録上、このマンションの205号室の現在の所有者は、株式会社にじいろ不動産であることが分かる。
- （ウ）高倉さんが金融機関からの借入れによりこのマンションの205号室を購入して抵当権を設定した場合、抵当権設定に関する登記事項は「権利部（甲区）」に記載される。
- （エ）登記事項証明書は、誰でも法務局において手数料を納付すれば交付の請求をすることができる。

問 8

下記<資料>は村瀬さんが自宅用の中古住宅を購入する際に作成された売買契約書の手付金に関する条項である。手付金に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

第〇条 （売買代金の支払い）

乙は、前条の売買代金を次のとおり甲に支払う。なお、手付金は残代金支払時に売買代金の一部に充当するものとし、手付金には利息を付さない。

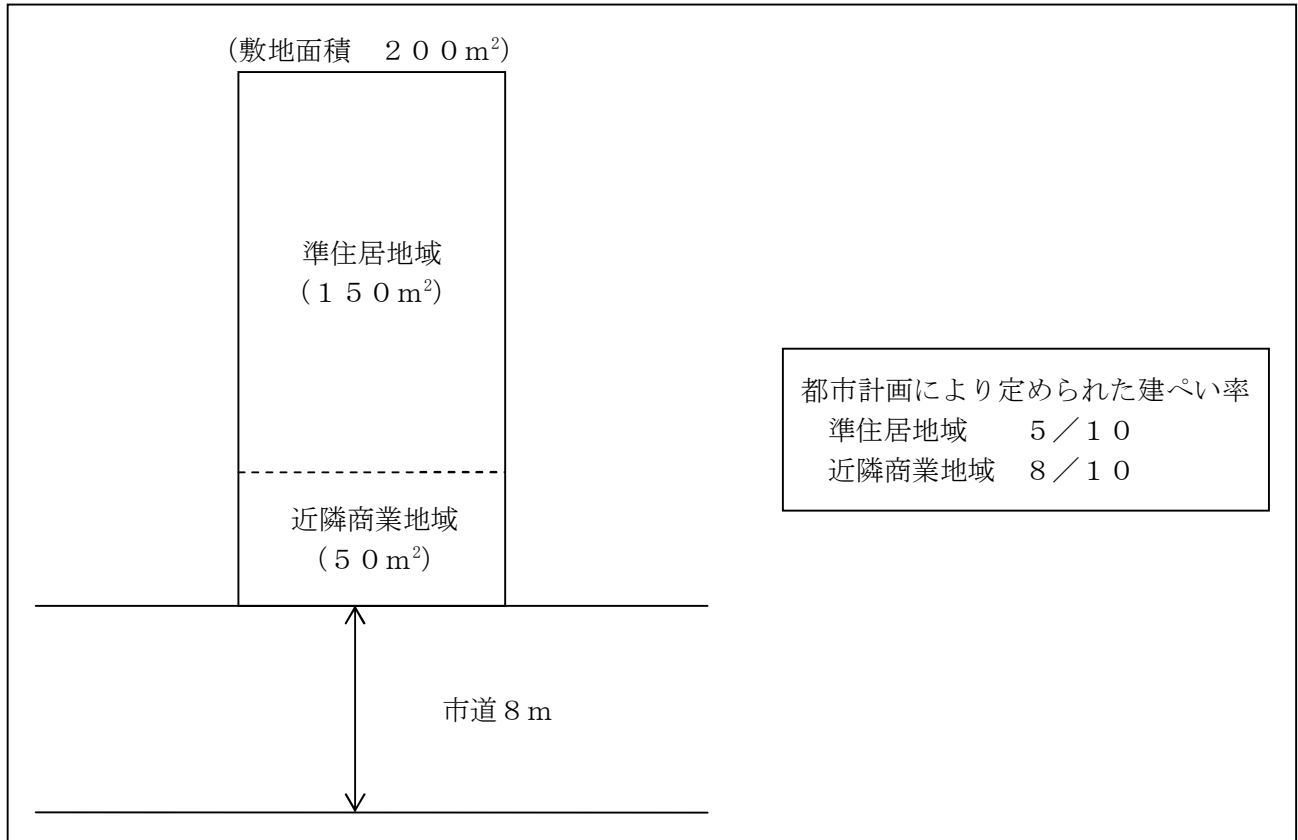
民法では、不動産売買契約における手付金は（ア）と解釈され、相手方が契約の履行に着手するまでは、買主は手付金を放棄することによって、売主は（イ）を償還して契約を解除することができる。なお、履行の着手とは、売主としては登記や引渡し、買主としては（ウ）をいう。また、売主が宅地建物取引業者の場合、手付金は売買代金の（エ）を超えてはならない。

- | | | | |
|-------------|------------|--------------------|--------|
| 1. （ア） 違約手付 | （イ） 手付金の倍額 | （ウ） 代金提供のための借入れ申込み | （エ） 2割 |
| 2. （ア） 違約手付 | （イ） 手付金 | （ウ） 代金の提供 | （エ） 3割 |
| 3. （ア） 解約手付 | （イ） 手付金の倍額 | （ウ） 代金の提供 | （エ） 2割 |
| 4. （ア） 解約手付 | （イ） 手付金 | （ウ） 代金提供のための借入れ申込み | （エ） 3割 |

問9

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に建物を建築する場合の建築面積の最高限度として、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこと。

<資料>



1. 100 m²
2. 115 m²
3. 130 m²
4. 160 m²

問 10

吉田さんは最近、相続した家を貸そうと考え、F Pの橋口さんから借家契約の説明を受けた。借地借家法に基づく借家契約に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		（ア）	公正証書等の書面による
契約の更新		正当事由がない限り更新される	期間満了により終了し、更新されない
契約期間	1年未満の場合	（イ）	1年未満の契約も有効
	1年以上の場合	制限はない	（ウ）

<語群>


- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 制限はない | 2. 公正証書等の書面による |
| 3. 10年 | 4. 20年 |
| 5. 期間1年の契約とみなされる | 6. 期間の定めのない契約とみなされる |

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。

問11

羽田卓さん（48歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、卓さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××
保険契約者	羽田 卓 様	保険契約者印 
被保険者	羽田 卓 様 昭和43年5月21日生 男性	◇契約日 平成10年4月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 30年間 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)
受取人	死亡保険金 羽田 千絵 様 (妻)	
		受取割合 10割

◇ご契約内容	◇お払い込みいただく合計保険料																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>終身保険金額（主契約保険金額）</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>定期保険特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">1,500万円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障定期保険特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>傷害特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約 入院5日目から</td> <td style="text-align: right;">日額5,000円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約 入院5日目から</td> <td style="text-align: right;">日額5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。）</td> </tr> <tr> <td>成人病入院特約 入院5日目から</td> <td style="text-align: right;">日額5,000円</td> </tr> </table>	終身保険金額（主契約保険金額）	150万円	定期保険特約保険金額	1,500万円	三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円	傷害特約保険金額	300万円	災害入院特約 入院5日目から	日額5,000円	疾病入院特約 入院5日目から	日額5,000円	（※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。）		成人病入院特約 入院5日目から	日額5,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">毎回 △△△△円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[保険料払込方法] 月払い</td> </tr> </table>	毎回 △△△△円	[保険料払込方法] 月払い
終身保険金額（主契約保険金額）	150万円																		
定期保険特約保険金額	1,500万円																		
三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円																		
傷害特約保険金額	300万円																		
災害入院特約 入院5日目から	日額5,000円																		
疾病入院特約 入院5日目から	日額5,000円																		
（※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。）																			
成人病入院特約 入院5日目から	日額5,000円																		
毎回 △△△△円																			
[保険料払込方法] 月払い																			

*入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。

<資料/保険証券2>

保険種類 医療保険
証券番号 ××××××××××

契約日 (保険期間の始期)
平成25年3月1日

保険契約者	羽田 卓 様	保険契約者印 ①羽田
被保険者	羽田 卓 様 契約年齢 44歳	
受取人	(給付金) 被保険者 様 (死亡保険金) 羽田 千絵 様 (妻)・受取割合 10割	
指定代理請求人	羽田 千絵 様 (妻)	

◇保障内容

疾病入院給付金	1日につき 日額5,000円 (入院1日目から保障)
災害入院給付金	1日につき 日額5,000円 (入院1日目から保障)
手術給付金	1回につき 10万円 (約款所定の手術を受けたとき)
死亡保険金	20万円
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき 50万円

◇保険期間・保険料

保険期間	終身	保険料	毎月 △△△△△円
保険料払込期間	終身	保険料払込方法	月払い

- ・ 卓さんが現時点 (48歳) で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ア) 万円である。
- ・ 卓さんが現時点 (48歳) で、糖尿病で24日間入院した場合 (手術は受けていない)、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (イ) 万円である。
- ・ 卓さんが現時点 (48歳) で、初めてガン (肝臓ガン・悪性新生物) と診断されて26日間入院し、その間に約款所定の手術 (給付倍率40倍) を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ウ) 万円である。

問 1 2

死亡保険の保険料に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

契約者が保険会社に払い込む営業保険料は（ア）と（イ）に分けられる。（ア）は将来の保険金の支払いに充てられるもので、（ウ）と予定利率に基づいて決まる。一方、（イ）は保険会社の諸経費に充てられるもので、（エ）に基づいて計算される。

<語群>

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 純保険料 | 2. 付加保険料 | 3. 予定事業費率 | |
| 4. 予定配当率 | 5. 予定返戻率 | 6. 予定死亡率 | 7. 責任準備金 |

問 1 3

下記の生命保険契約について、保険金・給付金が支払われた場合の課税に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<生命保険の加入状況>

	保険種類	保険料 払込方法	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	年金受取人
契約A	終身保険	一時払い	夫	夫	子	—
契約B	個人年金保険	年払い	妻	妻	夫	妻
契約C	医療保険	月払い	夫	夫	妻	—

- ・ 契約Aについて、契約から5年を超えた時点で解約し、夫が受け取った解約返戻金は（ア）となる。
- ・ 契約Bについて、妻が受け取った年金は（イ）となる。
- ・ 契約Cについて、夫が受け取った入院給付金は（ウ）となる。

<語群>

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 相続税の課税対象 | 2. 贈与税の課税対象 |
| 3. 一時所得として所得税の課税対象 | 4. 雑所得として所得税の課税対象 |
| 5. 源泉分離課税により所得税の課税対象 | 6. 非課税 |

問 1 4

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）死亡による損害に対する被害者 1 人当たりの保険金の支払限度額は 3,000 万円である。
- （イ）傷害による損害に対する被害者 1 人当たりの保険金の支払限度額は 150 万円である。
- （ウ）事故の被害者が保険会社に保険金を直接請求することはできない。
- （エ）自動車のほか、原動機付き自転車も、自賠責保険への加入が義務付けられている。

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

細井さんはアパートを事業的規模で賃貸している青色申告者である。下記＜資料＞に基づき細井さんが平成27年分の確定申告をする際の不動産所得の計算方法に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

[平成27年中の収入]		
項目	金額	摘要
家賃収入	9,600,000円	10室分家賃収入
敷金	800,000円	入居時に預かり、退去時に全額を返還する
礼金	320,000円	入居時に徴収し、返還を要しない

[平成27年中の支出]		
項目	金額	摘要
アパートローン返済額	3,550,000円	元本部分 2,850,000円 利息部分 700,000円
減価償却費	2,500,000円	アパートの建物に係る減価償却費
固定資産税	500,000円	アパートの土地と建物に係るもの
その他必要経費	700,000円	
敷金返還	80,000円	退去時に返還をしたもの

- （ア）礼金として受け取った320,000円は家賃ではないが、総収入金額に算入する必要がある。
- （イ）敷金を返還した場合、預かっていたものを返還しただけではあるが、支出をしているので必要経費に算入することができる。
- （ウ）アパートローンの返済額は、元本部分と利息部分のいずれも必要経費に算入することができる。
- （エ）適正な帳簿を付けているなど一定の要件を満たせば、最高65万円の青色申告特別控除を受けることができる。

問 1 6

会社員の大場さんは、平成 2 8 年 1 2 月末日に勤務先を定年退職する予定である。大場さんの退職に係るデータが下記<資料>のとおりである場合、大場さんの退職所得の金額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

支給される退職一時金	2,500万円
勤続年数	35年9ヵ月

※大場さんは、勤務先の役員であったことはない。
 ※退職は障害者になったことに基因するものではない。
 ※「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出している。

問 1 7

会社員の高橋さんの平成 2 7 年分の所得等は下記<資料>のとおりである。高橋さんが所得税の平成 2 7 年分の確定申告をする際、給与所得と損益通算できる他の所得の損失額として、正しいものはどれか。

<資料>

	収入	所得	参考
給与	500万円	346万円	給与所得控除額：154万円
不動産	900万円	▲50万円	必要経費：950万円 ※必要経費の中には土地等の取得に要した借入金の利子180万円が含まれている。
上場株式の譲渡	500万円	▲180万円	取得費：680万円

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 不動産所得 ▲50万円 | 上場株式の譲渡所得 該当なし |
| 2. 不動産所得 該当なし | 上場株式の譲渡所得 ▲180万円 |
| 3. 不動産所得 ▲50万円 | 上場株式の譲渡所得 ▲180万円 |
| 4. 不動産所得 該当なし | 上場株式の譲渡所得 該当なし |

問 18

下表の（ア）～（ウ）の3人の会社員について、平成28年分の所得税において確定申告を行う必要がある人については○、確定申告を行う必要がない人については×を解答欄に記入しなさい。なお、解答に当たっては下表に基づくこととし、所得税額が最も少なくなるように手続きや申告を行うものとし、年末調整で受けられるものはすべて受けるものとする。また、下表に記載のない条件については考慮しないこと。

< 3人に関するデータ（平成28年12月31日時点）>

	氏名	年齢	給与収入（年収）	勤務先	備考
（ア）	浜松 啓太	40歳	800万円	SA食品	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先で年末調整を受けている。 平成28年中に啓太さんが支出した医療費25万円（本人と配偶者の医療費の合計額）について、医療費控除を受ける。
（イ）	杉野 哲平	52歳	2,200万円	RE保険	
（ウ）	広尾 和也	38歳	600万円	KS運輸	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先で年末調整を受けている。 平成27年中に住宅を取得し、平成27年分の確定申告において住宅借入金等特別控除の適用を受けており、平成28年も住宅借入金等特別控除の適用を受ける。

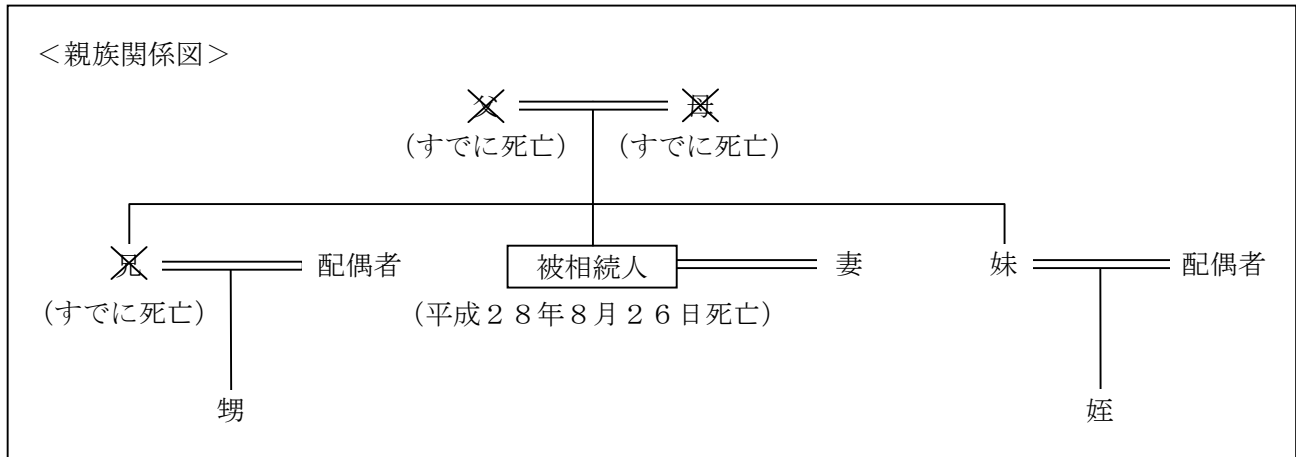
（※1）給与収入（年収）は平成28年12月31日時点の見込み額である。

（※2）3人の平成28年分の収入は、いずれも勤務先からの給与収入のみである。

【第6問】下記の（問19）～（問21）について解答しなさい。

問19

下記の＜親族関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の妻の法定相続分は（ア）。
- ・ 被相続人の妹の法定相続分は（イ）。
- ・ 被相続人の甥の法定相続分は（ウ）。

＜語群＞

なし	1/2	1/3	1/4	1/6	1/8
1/12	1/16	2/3	3/4		

問 20

平成27年1月1日以後に相続の開始のあった被相続人に係る相続税について適用できる小規模宅地等の評価減の特例に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

宅地等の区分	限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	400m ²	(イ)%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(ア)m ²	
貸付事業用宅地等	200m ²	(ウ)%

1. (ア) 240 (イ) 80 (ウ) 50
2. (ア) 240 (イ) 50 (ウ) 30
3. (ア) 330 (イ) 80 (ウ) 50
4. (ア) 330 (イ) 50 (ウ) 30

問 2 1

工藤まゆみさん（51歳）は、平成28年7月に夫から居住用不動産（財産評価額2,800万円）の贈与を受けた。まゆみさんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の平成28年分の贈与税額を計算しなさい。なお、まゆみさんが平成28年に受けた贈与はこのほかにはないものとし、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記(イ)以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜筒井家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
筒井 明人	本人	昭和46年12月22日	会社員
香織	妻	昭和48年 6月 5日	パート
航太	長男	平成11年 9月10日	高校生
優樹菜	長女	平成13年 7月16日	中学生

＜筒井家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年	
西暦(年)		2015	2016	2017	2018	2019	
平成(年)		27	28	29	30	31	
家族構成/ 年齢	筒井 明人	本人	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳
	香織	妻	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	航太	長男	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
	優樹菜	長女	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
ライフイベント		変動率	航太 高校入学		優樹菜 高校入学	航太 大学入学	
収入	給与収入(夫)	1%	475				
	給与収入(妻)	—	100	100	100	100	100
	収入合計	—	575				594
支出	基本生活費	1%	204			(ア)	212
	住居費	—	146	146	146	146	146
	教育費	—	98	110	120	170	150
	保険料	—	42	42	42	42	42
	その他支出	1%	20	20	20		
	支出合計	—	510	524		589	571
年間収支		—	65	56			
金融資産残高		1%	514	(イ)			

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、平成27年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としてある。

問 2 2

筒井家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 3

筒井家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 4

明人さんは、今後の教育費の負担が気になり、日本政策金融公庫の教育一般貸付（以下「国の教育ローン」という）について調べてみた。国の教育ローンに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸付金利は、返済期間中の長期金利に連動する変動金利である。
2. 一定の要件を満たしている入学金や授業料のほか、海外留学費用も融資の対象である。
3. 日本政策金融公庫のほか、銀行や信用金庫などでも申し込むことができる。
4. 利用条件として、子どもの人数に応じた世帯年収の上限額が設けられている。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.952	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.924	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 2 5

青山さんは、住宅購入資金として2,000万円を借り入れることを考えている。これを今後20年間、年利1.0%で毎年年末に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

問 2 6

宇野さんは、相続で取得した2,000万円を将来の生活資金に充てるため、運用しようと考えている。これを10年間、年利1.0%で複利運用する場合、10年後の合計額はいくらになるか。

問 2 7

谷口さんは、老後の旅行費用として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を10年間とし、年利1.0%で複利運用する場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

北山青志さんは、民間企業に勤務する会社員である。青志さんと妻の美雪さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある大久保さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成28年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
北山 青志	本人	昭和46年7月23日	45歳	会社員（正社員）
美雪	妻	昭和48年6月3日	43歳	パート勤務
北斗	長男	平成13年5月5日	15歳	中学生
美波	長女	平成16年8月2日	12歳	小学生

[収入金額（平成27年）]

- ・ 青志さん：給与収入700万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。
- ・ 美雪さん：給与収入100万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

- ・ 青志さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：100万円
 - 銀行預金（定期預金）：150万円
- ・ 美雪さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：150万円
 - 個人向け国債（変動10年）：100万円

[住宅ローン]

契約者：青志さん
借入先：TW銀行
借入時期：平成20年12月
借入金額：3,000万円
返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）
金利：固定金利選択型10年（年2.05%）
返済期間：30年間

[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額1,500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は青志さんである。
- ・ 個人年金保険B：年金月額10万円。保険契約者（保険料負担者）および年金受取人は青志さん、被保険者は美雪さんである。
- ・ 火災保険C：保険金額2,000万円。保険の目的は「建物」。保険期間は30年。保険契約者は青志さんである。

問28

F Pの大久保さんは、住宅ローンの見直しについて青志さんから質問を受けた。住宅ローンの見直しに関する大久保さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 『借換え』に当たっては、すでに住宅ローンを借りている今の住まいに住み続けることは条件ではありません。」
2. 『借換え』に当たっては、金融機関を変更することに伴い必要となる抵当権の抹消や設定費用、事務手数料等の諸費用がかかります。」
3. 『条件変更』は、現在の住宅ローンの借入先の金融機関で、毎月返済額や返済期間などの借入れ条件を変更する方法です。」
4. 『繰上げ返済』は、今借りている住宅ローンの元金部分にまとまったお金を充当して利息や総返済額を減らす方法で、返済額軽減型と期間短縮型があります。」

問 29

青志さんは、老後の資金を作る手段の一つとして勤務先で募集している財形年金貯蓄（貯蓄型）について、FPの大久保さんに質問をした。大久保さんが財形年金貯蓄について説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<財形年金貯蓄（貯蓄型）の概要>

	概要
対象者	年齢が（ア）未満の勤労者
非課税限度額	財形住宅貯蓄と合算して元利合計550万円まで
目的外の払戻時の取扱い	過去（イ）に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉分離課税される。
年金受取時の課税	（ウ）

1. （ア）満60歳 （イ）5年間 （ウ）雑所得として所得税の課税対象
2. （ア）満55歳 （イ）5年間 （ウ）非課税
3. （ア）満60歳 （イ）2年間 （ウ）非課税
4. （ア）満55歳 （イ）2年間 （ウ）雑所得として所得税の課税対象

問30

美雪さんは下記<資料>のTW銀行の外貨定期預金キャンペーンに関心をもっている。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額を計算しなさい。なお、計算過程においては小数点以下第3位を四捨五入し、計算結果（円転した金額）については円未満を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 預入額 10,000米ドル
- ・ 預入期間 3ヵ月
- ・ 預金金利 2.0%（年率）
- ・ 為替レート（1米ドル）※預入時と満期時の為替レートは同一とする。

	TTS	TTM（仲値）	TTB
預入時および満期時	112.00円	111.00円	110.00円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月単位で計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%相当額が所得税・住民税として源泉徴収される（復興特別所得税は考慮しない）ものとする。

問31

青志さんは、相次ぐ地震の報道を受けて地震保険に関心をもち、FPの大久保さんに地震保険について質問をした。地震保険に関する大久保さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「地震保険は火災保険とセットで契約する仕組みですので、青志さんの場合、建物に600万円～1,000万円の範囲内で建物の地震保険を契約することができます。」
2. 「青志さんが地震保険を契約する場合、1年または10年更新で契約することができます。」
3. 「地震保険料には、建築年や免震・耐震性能に応じた4つの割引制度があり、住宅が所定の要件に合致する場合、4つの制度のうちいずれか一つを適用することができます。」
4. 「地震保険料は地震保険料控除の対象となり、所得税については、5万円を限度として、その年に支払った地震保険料の全額が控除対象額になります。」

問 3 2

青志さんは、自分が病気やケガで働けなくなったときに健康保険から受けられる給付について、FPの大久保さんに質問をした。全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の傷病手当金の支給条件等に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、青志さんは協会けんぽの被保険者である。また、記載のない条件については一切考慮しないこと。

支給条件	① 業務外の事由による病気やケガで療養中であること。 ※自宅療養を（ア） ② 仕事に就けないこと。 ※医師等による労務不能の証明が必要 ③ 労務不能の日が継続して（イ）あること（待期期間）。 ④ 報酬が受けられないこと。 ※報酬が傷病手当金の額を下回る場合はその差額を支給
支給期間	支給開始日から起算して（ウ）の範囲内

<語群>

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1. 含む | 2. 含まない | |
| 3. 2日間 | 4. 3日間 | 5. 4日間 |
| 6. 10ヵ月 | 7. 1年 | 8. 1年6ヵ月 |

問 3 3

美雪さんは、青志さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの大久保さんに質問をした。仮に青志さんが平成28年11月に45歳で在職中に死亡したものとすると、青志さんの死亡時点において美雪さんが受給できる公的年金の遺族給付の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、青志さんは大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとし、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算
2. 遺族基礎年金＋中高齢寡婦加算
3. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金
4. 遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算

問34

美雪さんの母親の智恵さん（昭和26年10月29日生まれ）は、今年65歳になる。智恵さんの国民年金の保険料納付状況が下記のとおりである場合、智恵さんに65歳から支給される老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記の〈老齢基礎年金の計算式〉を使用し、振替加算は考慮しないものとする。

〈智恵さんの国民年金の保険料納付状況〉

23歳 (昭和49年10月)	60歳 (平成23年10月)		
▼	▼		
保険料納付済 312月	保険料 全額免除 72月	保険料 3/4免除 24月	保険料 納付済 36月

※このほかに保険料納付済期間および保険料免除期間はないものとする。
 ※上記の保険料免除期間（全額免除および3/4免除）は平成21年3月以前のものである。

〈老齢基礎年金の計算式〉

$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{免除の種類に応じた割合※})}{480月}$								
<p>※免除の種類に応じた割合（平成21年3月以前の保険料免除期間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>全額免除</td> <td>3/4免除</td> <td>半額免除</td> <td>1/4免除</td> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>5/6</td> </tr> </table>	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	1/3	1/2	2/3	5/6
全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除					
1/3	1/2	2/3	5/6					
<p>・ 端数処理</p> <p>老齢基礎年金額については、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p>								

1. 565,573円
2. 624,080円
3. 643,583円
4. 663,085円

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

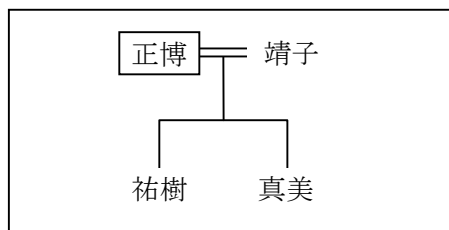
<設例>

倉田正博さんが現在勤務している株式会社ZGには、早期退職優遇制度がある。正博さんはこの制度を利用するかどうか検討しており、この度、早期退職に関することや今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある落合さんに相談をした。なお、下記のデータは平成28年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
倉田 正博	本人	昭和35年10月13日	55歳	会社員
靖子	妻	昭和38年11月28日	52歳	パート勤務
祐樹	長男	平成6年5月16日	22歳	大学生
真美	長女	平成10年1月20日	18歳	大学生

II. 倉田家の親族関係図



III. 倉田家（正博さんと靖子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	正博	靖子
金融資産		
預貯金等	770	100
株式・投資信託	180	—
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅敷地）	2,400	—
建物（自宅）	800	—
その他（動産等）	120	50

[資料2：負債残高]

住宅ローン：2,280万円（債務者は正博さん。団体信用生命保険が付保されている）

自動車ローン：220万円（債務者は正博さん）

[資料3：生命保険]

(単位：万円)

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
定期保険A（注2）	正博	正博	靖子	1,000	—	平成33年まで
定期保険特約付 終身保険B （終身保険部分）	正博	正博	靖子	300	110	終身
（定期保険部分）	正博	正博	靖子	1,500	—	平成33年まで
終身保険C	正博	正博	靖子	300	120	終身

注1：解約返戻金相当額は、現時点（平成28年9月1日）で解約した場合の金額である。

注2：定期保険Aには、主契約とは別に保険金額1,000万円の災害割増特約が付加されている。

注3：すべての契約において、保険契約者が保険料を負担している。

注4：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問35

F Pの落合さんは、まず現時点（平成28年9月1日時点）における倉田家（正博さんと靖子さん）のバランスシート分析を行うこととした。＜倉田家のバランスシート＞の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

＜倉田家（正博さんと靖子さん）のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産	×××	住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
株式・投資信託	×××	負債合計	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××		
不動産		[純資産]	(ア)
土地（自宅敷地）	×××		
建物（自宅）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問 3 6

正博さんは、国内の上場企業であるMF株式会社の株式（以下「MF株式」という）をYQ証券会社の特定口座で保有している。正博さんのMF株式の取引状況が下記＜資料＞のとおりであるとき、正博さんの平成28年分のMF株式に係る譲渡所得の金額に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

＜資料＞

[正博さんのMF株式の取引状況]

- ① 平成27年3月に2,000株を購入（1株当たりの購入価額：450円）
- ② 平成27年5月に2,000株を購入（1株当たりの購入価額：500円）
- ③ 平成28年1月に1,000株を購入（1株当たりの購入価額：600円）
- ④ 平成28年3月に1,000株を売却（1株当たりの売却価額：700円）
- ⑤ 平成28年6月に1,000株を売却（1株当たりの売却価額：800円）

注1：上記以外に正博さんのMF株式の取引はない。

注2：取引に係る手数料等は考慮しないこと。

「平成28年3月の取引における譲渡所得は（ア）です。また、平成28年6月の取引における譲渡所得は（イ）です。」

＜語群＞

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 10万円 | 2. 15万円 | 3. 20万円 | 4. 25万円 |
| 5. 30万円 | 6. 35万円 | | |

問37

正博さんは、自分が死亡した場合の家族の生活資金についてFPの落合さんに質問をした。〈設例〉および下記の〈条件〉に基づき、正博さんが現時点（平成28年9月1日時点）で交通事故で即死した場合の家族の生活資金の合計額として、正しいものはどれか。なお、税金については考慮しないこととする。

〈条件〉

- ・ 正博さんが現時点（平成28年9月1日時点）で死亡した場合に支払われる死亡退職金（一時金）：1,800万円
- ・ 正博さんが現時点（平成28年9月1日時点）で死亡した場合の家族の生活資金の計算式：
死亡時に倉田家（正博さんと靖子さん）が保有している金融資産＋死亡退職金（一時金）＋
死亡により支払われる死亡保険金－返済すべき債務

※その他の記載のない条件は、一切考慮しないこと。

1. 3,450万円
2. 4,450万円
3. 5,730万円
4. 6,730万円

問38

正博さんの兄の貴志さんは、昨年会社を退職して退職一時金を受け取り、老後の生活費の補てんなどのために、退職一時金の一部を原資として、下記<資料>の個人年金保険に加入した。下記<資料>の個人年金保険の受取りに関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

個人年金保険の種類	変額個人年金保険
一時払い保険料	1,000万円
据置期間	10年
保険契約者	貴志さん
被保険者	章子さん（妻）
年金受取人	貴志さん
年金継続受取人（注1）	章子さん（妻）
年金の種類	保証期間（10年）付終身年金（注2）

（注1）年金継続受取人とは、年金受取期間中に年金受取人が死亡した場合に、継続して年金を受け取ることができる人のことで、個人年金保険の契約者があらかじめ指定することができる。

（注2）この年金は夫婦年金ではない。

「保証期間経過後に貴志さんが死亡した場合、章子さんは年金を受け取ることが（ア）。また、保証期間経過後に章子さんが死亡した場合、貴志さんは年金を受け取ることが（イ）。」

1. （ア）できる （イ）できる
2. （ア）できる （イ）できない
3. （ア）できない （イ）できる
4. （ア）できない （イ）できない

問 39

正博さんは、勤務先の早期退職優遇制度（以前から恒常的に設けられているもの）を利用して、平成28年12月末に56歳で離職した場合の雇用保険の基本手当について、FPの落合さんに質問をした。雇用保険の基本手当（一般の受給資格者）に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、正博さんは大学卒業後の22歳からZG社に勤務し、継続して雇用保険に加入している。また、障害者等の就職困難者には該当しないものとする。

<雇用保険の基本手当（一般の受給資格者）>

所定給付日数	受給期間	受給資格要件
被保険者期間20年以上の場合：（ア）	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、離職の日の翌日から起算して1年間。 妊娠、出産、育児その他一定の事由に該当する場合、申出により最長で（イ）延長される。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、離職の日以前の2年間に被保険者期間が通算して（ウ）あること。

<資料：基本手当の所定給付日数>

[一般の受給資格者（定年・正当な理由がない自己都合退職等による離職者）]					
離職時の年齢	被保険者として雇用された期間				
全年齢	1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
	—	90日	120日	150日	
[特定受給資格者（倒産・解雇等による離職者）]					
離職時の年齢	被保険者として雇用された期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日		240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

- （ア）150日 （イ）4年間まで （ウ）12ヵ月以上
- （ア）150日 （イ）6年間まで （ウ）6ヵ月以上
- （ア）330日 （イ）4年間まで （ウ）6ヵ月以上
- （ア）330日 （イ）6年間まで （ウ）12ヵ月以上

問40

正博さんは、このままZG社に勤務し60歳で定年退職した後も再雇用制度を利用して同社で引き続き勤務する場合の60歳台前半の老齢厚生年金について、FPの落合さんに質問をした。下記<資料>に基づく正博さんの在職老齢年金の受給額（月額）等に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[正博さんに関するデータ]

- ・ 60歳以降の給与（標準報酬月額）：24万円
- ・ 60歳以降の賞与（1年間の標準賞与額の総額）：年2回の支給で合計72万円
- ・ 64歳から支給される年金月額（基本月額）：11万円
- ・ 再雇用後も引き続き厚生年金保険に加入するものとする。

[総報酬月額相当額の計算]

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{標準報酬月額} + (\text{直近1年間の標準賞与額の総額} \div 12)$$

[60歳台前半の在職老齢年金（支給月額）早見表／抜粋]

（単位：万円）

年金月額 (基本月額)	総報酬月額相当額					
	24万円	27万円	30万円	33万円	36万円	39万円
10万円	7.0	5.5	4.0	2.5	1.0	—
11万円	7.5	6.0	4.5	3.0	1.5	—
12万円	8.0	6.5	5.0	3.5	2.0	0.5
13万円	8.5	7.0	5.5	4.0	2.5	1.0

正博さんの64歳時点における在職老齢年金の受給額（月額）は（ア）となる。なお、正博さんが在職老齢年金と雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金を同時に受ける場合は、（イ）が減額されて支給される。

1. (ア) 4万5千円 (イ) 高年齢雇用継続基本給付金の一部
2. (ア) 7万5千円 (イ) 在職老齢年金の一部
3. (ア) 4万5千円 (イ) 在職老齢年金の一部
4. (ア) 7万5千円 (イ) 高年齢雇用継続基本給付金の一部